

第2次西尾市スポーツ推進計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル募集要領

本要領は、本市が実施する第2次西尾市スポーツ推進計画策定支援業務の最優秀提案者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 第2次西尾市スポーツ推進計画策定支援業務
- (2) 目的 平成26年3月に策定した「西尾市スポーツ推進計画」は、国の「スポーツ基本計画」や愛知県の「いきいきあいちスポーツプラン」に基づき、本市のスポーツ施策を推進するための基本となる計画として策定している。
この「西尾市スポーツ推進計画」は、10年計画であり令和5年度が終了年度にあたることから令和5年度中に新たな計画として「第2次西尾市スポーツ推進計画」を策定するものである。
- (3) 内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 契約上限額 4,576,000円（消費税及び地方消費税は含む。）
- (6) 業務担当課 西尾市交流共創部スポーツ振興課（市庁舎3階）
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
電話 0563-54-0002（直通）
F A X 0563-57-1321
e-mail sports@city.nishio.lg.jp
担当 振興担当

2 スケジュール

項目	日程
質問の締め切り	令和5年4月21日（金）午後5時まで 電子メールの件名に「プロポーザル質問（法人名）」と入力の上、所定の質問表に記入して送付
質問の回答	令和5年4月24日（月）まで 市ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に随時掲載
企画提案書等応募書類提出期限	令和5年5月8日（月）午後5時まで スポーツ振興課振興担当まで持参または郵送（必着）
1次審査（書類審査）	令和5年5月12日（金） 応募者が4社を超えた場合は、書類審査により上

	位 4 社を選定
2 次審査（プレゼンテーション）	令和 5 年 5 月 23 日（火） 上記日程の中で 1 事業者 30 分程度のプレゼンテーションを実施
選定結果通知	令和 5 年 5 月 30 日（火）まで 電子メールにてすべての応募事業者へ選定結果を通知

3 参加資格要件

企画提案の参加者（グループ応募の場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けてないこと。
- (3) 「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく入札参加排除措置を受けてないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) 過去 5 年（平成 30 年度～令和 4 年度）以内に元請けとして、地方公共団体から総合計画等策定あるいは類似計画を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 愛知県内に契約営業所を有していること。
- (7) 別紙 1 「仕様書」に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び西尾市の指示に柔軟に対応できる者。
- (8) 西尾市税を滞納していない者。

4 提出書類等

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式 1）

② 企画提案書（任意様式）

別紙 1 「仕様書」に基づき、別紙 2 「評価基準」を踏まえたうえで、応募者としての業務方針やアピールポイントを明記すること。

ア A4 版、両面印刷

イ 表紙を含め、20 ページ以内（両面 10 枚以内）

③ 会社概要書（様式 3）

④ 業務実績調書（様式4）

管理技術者及び主たる担当技術者が地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績を記載してください。

⑤ 業務実施体制調書（様式5）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等について記載すること。

⑥ 見積書（様式6）

⑦ 見積積算内訳（任意様式） 1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

⑧ 業務工程表（任意様式） 1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

上記①～⑧を1つに綴じ、10部（正本1部、副本9部）を提出してください。

(2) 提出方法

持参または郵送（必着）してください。

(3) 提出期限

令和5年5月8日（月）午後5時まで

(4) 提出先

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市交流共創部スポーツ振興課 振興担当

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和5年4月21日（金）午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

「質問書（様式7）」に記入のうえ、下記「11 連絡先及び提出先」の記載の電子メールで送付すること。件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力（来庁、電話等による受付は不可）。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）にて随時公表する。

※原則、令和5年4月24日（月）までに回答する。

(4) その他

この募集要領の内容に変更があった場合は令和5年4月24日（月）までに本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）で公表する。

6 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

① 1次審査（書類審査）

応募者数が 4 社を超えた場合は、1 次審査を実施し、企画提案書の内容を書類審査し、上位 4 社を選考します。なお、応募者が 4 社以下の場合でも、提出書類に不備等があった場合には失格とします。

ア 実施日時

令和 5 年 5 月 12 日（金）までに選考委員にて実施する。

イ 結果通知

応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

② 2 次審査（プレゼンテーション）

1 次審査入選者に対し実施する。

ア 審査は西尾市の職員で組織するプロポーザル委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

イ 別紙 2 「評価基準」に基づき各委員が採点を行い、順位を付け、一位の順位を多く得た応募者を契約候補者として選定する。一位の順位を得た数が同数の場合には、審査員の合計得点により契約候補者として選定する。合計得点と同じ者が 2 者以上いる場合には、プロポーザル委員会で協議の上、決定する。

ウ 応募者が 1 社の場合であっても、選考会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーションの実施後、西尾市が必要と認めた時は、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

(2) プレゼンテーション

① 実施日時

令和 5 年 5 月 23 日（火）午前 9 時 30 分から正午まで

② 実施場所

西尾市役所 41 会議室（4 階）

③ 実施時間

1 社につき 30 分程度を予定しており、事業者から 20 分間の企画提案内容の説明を実施し、10 分程度の質疑応答とする。

④ プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づき説明を実施する。スクリーン、プロジェクター、ノート PC（DVD ドライブ付き、Windows 7、Office2013（Word、Excel、PowerPoint）、Adobe Reader11）、レーザーポインタを当市にて準備する。

提案者は、プレゼンテーション当日に企画提案書の電子データ（USB メモリ、CD-R 等）を持参すること。

⑤ 説明者

原則として、提案書の推進体制に記載されている主たる担当技術者及び管理技術

者が行うものとする。また、会場への入室は 3 名以内とする。

⑥ その他

プレゼンテーションにおける質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱うものとする。

(3) 審査基準

別紙 2 「評価基準」に基づき審査を実施する。

(4) 審査結果

電子メールにて通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

7 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると西尾市が判断した場合は失格とする。ただし、西尾市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格がないと認められた場合
- (2) 指定する提出期限を超えて提出（到達）した場合
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 参加申込書に申請者の記名・押印がない場合
- (6) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合
- (7) その他本要領を遵守しない場合

8 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は西尾市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、西尾市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
 - ① 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - ② 契約締結時まで上記 3 の参加資格を欠いていることが判明したとき
 - ③ 契約締結時まで上記 7 の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき
 - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - ⑤ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては西尾市契約規則に基づくこととする。
- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼するため、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出するものとする。

9 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。

- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書類は、事業者名を始め原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (3) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した事業者の費用負担に対して、西尾市は一切補償しない。

10 その他

参加申し込み後に提案を辞退する場合は、辞退理由等を明記した参加辞退届（様式2）を提出すること。

11 連絡先及び提出先

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市交流共創部スポーツ振興課 振興担当（高須）
TEL 0563-54-0002 FAX 0563-57-1321
Email sports@city.nishio.lg.jp